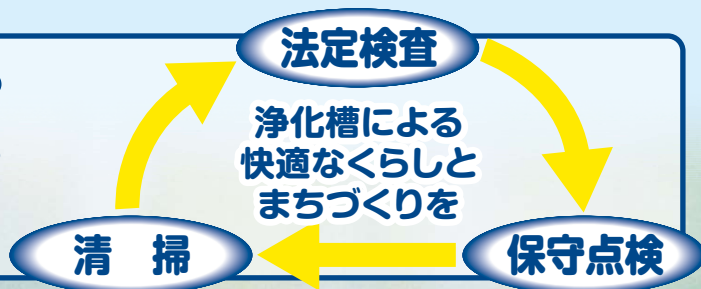


浄化槽をお使いの皆さま方へ

浄化槽は法定検査を受けなければなりません

浄化槽の機能を維持し、排水をきれいにするために3つのことを定期的に行うことが大切です。



イバラトミヨの雄と雌(新庄市:指首野川)

家庭からの生活排水をきれいにして自然に戻すのが浄化槽です。浄化槽の約8割を占めている家庭用浄化槽は各家庭に管理責任があります。浄化槽法では、浄化槽の所有者などを「浄化槽管理者」と定め、

- 指定検査機関の行う水質に関する検査(法定検査)を受けること
- 浄化槽の保守点検を、法令で定められた回数以上実施すること
- 浄化槽の清掃を、法令で定められた回数以上実施すること を義務付けています。

浄化槽法定検査 山形県指定検査機関



(社)山形県水質保全協会

〒999-3775 東根市大字野田695-8
TEL0237-48-2469 FAX0237-48-2693